

ACSV MONTHLY LETTER

平成22年12月16日、「平成23年度税制改正大綱」が発表されました。法人税率の引き下げと、その財源確保のための課税対象の拡大がなされました。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 法人税率を引き下げ 法人：減税

法人税率が以下の通り引き下げられました。

この改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。なお、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度は、さらに軽減されたカッコ内の税率が適用されます。

期末資本金	現行		改正	
		年800万円以下		年800万円以下
1億円以下	30%	-	25.5%	-
1億円超	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)

なお、法人住民税は、法人税額に約20%を乗じて計算されます。

● 減価償却の定率法償却率の改正 法人・個人：増税

減価償却の定率法の償却率が「定額法の2.5倍」から「定額法の2.0倍」に改正されます（定額法の償却率は「1÷耐用年数」）。

この改正は、平成23年4月1日以後に取得する資産に適用されます（ただし、平成23年4月1日以後に開始する事業年度とする経過措置あり）。

なお、原則として法人は定率法、個人は定額法によって減価償却費を計算することとなっています。

● 繰越欠損金の控除期間を延長 法人：減税

繰越欠損金の控除期間が「7年」から「9年」に延長されます。

この改正は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度で生じた欠損金に適用されます。

なお、「控除限度額が80%」となるのは、資本金が1億円超などの大企業のみです。

● 給与所得控除に上限 個人：増税

給与所得は「給与収入 - 給与所得控除」で計算され、給与所得控除は給与収入の金額にしたがって少しずつ増えていきます。

平成24年分以後は、給与収入が1,500万円を超える場合、給与所得控除は245万円が上限となります。

● 役員給与の給与所得控除を減額 個人：増税

平成24年分以後は、法人役員、国会議員、地方議員、一定の公務員などで給与収入が2,000万円を超える場合、給与所得控除は給与収入の金額にしたがって少しずつ減ることになります。

● 勤続年数5年以下の役員退職金等の1/2課税を廃止 個人：増税

退職金は「(退職金 - 退職所得控除) × 1/2」が課税所得となります。平成24年分以後は、法人役員、国会議員、地方議員、一定の公務員などで勤続年数5年以下の退職金については、1/2となる措置が廃止されます。

● 成年扶養控除の対象を見直し 個人：増税

23～69歳の成年扶養控除(38万円)について、平成24年分以後は、障害者・65歳以上・学生・合計所得金額400万円以下の扶養者を除いて廃止されます。

● 相続税の基礎控除を引き下げ 相続：増税

相続税の基礎控除、死亡保険金控除が、平成23年4月1日以後から以下の通り引き下げられます。

	現行	改正
相続税基礎控除	5,000万円 + 法定相続人数 × 1,000万円	3,000万円 + 法定相続人数 × 600万円
死亡保険金控除	法定相続人数 × 500万円	法定相続人数(未成年者・障害者・生計一に限る) × 500万円

● 相続税の税率を引き上げ 相続：増税

相続税の税率が、平成23年4月1日以後から以下の通り引き上げられます。

	現行	改正
1,000万円以下の金額	10%	10%
1,000万円超 3,000万円以下の金額	15%	15%
3,000万円超 5,000万円以下の金額	20%	20%
5,000万円超 1億円以下の金額	30%	30%
1億円超 2億円以下の金額	40%	40%
2億円超 3億円以下の金額		45%
3億円超 6億円以下の金額	50%	50%
6億円超の金額		55%

● 贈与税の税率を見直し **贈与：増減税**

贈与税の税率が、平成23年1月1日以後から以下の通りとなります。

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	現行	改正
200万円以下の金額	10%	10%
200万円超 300万円以下の金額	15%	15%
300万円超 400万円以下の金額	20%	
400万円超 600万円以下の金額	30%	20%
600万円超 1,000万円以下の金額	40%	30%
1,000万円超 1,500万円以下の金額	50%	40%
1,500万円超 3,000万円以下の金額		45%
3,000万円超 4,500万円以下の金額		50%
4,500万円超の金額		55%
上記以外の場合	現行	改正
200万円以下の金額	10%	10%
200万円超 300万円以下の金額	15%	15%
300万円超 400万円以下の金額	20%	20%
400万円超 600万円以下の金額	30%	30%
600万円超 1,000万円以下の金額	40%	40%
1,000万円超 1,500万円以下の金額	50%	45%
1,500万円超 3,000万円以下の金額		50%
3,000万円超の金額		55%

● 上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率10%を2年延長 **個人：減税**

上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率10%（所得税7%、住民税3%）が2年延長され、平成25年12月31日までとなります。平成26年1月以後は、本則の20%（所得税15%、住民税5%）となります。

税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告 贈与税の申告	2月16日～3月15日 "
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ 電子メール でお願いしております）